株式会社ネオマーケティング

定款

第１章　総　則

第 １ 条（商　号）
当会社は、株式会社ネオマーケティングと称し、英文では、NEO MARKETING Inc.と表示する。

第 ２ 条（目　的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）マーケティングリサーチ・市場調査業務
（２）知的財産保護に関する調査業務
（３）広告代理業務
（４）プログラム開発・システム開発業務
（５）販売促進物の企画・制作業務
（６）マーケティング全般に関するコンサルティング業務
（７）前各号に付帯する一切の業務

第 ３ 条（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第 ４ 条（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 ５ 条（機関の設置）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

第２章　株　式

第 ６ 条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、９，６００，０００株とする。

第 ７ 条（自己株式の取得）
当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 ８ 条（単元株式数）
当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

第 ９ 条（単元未満株主の権利制限）
当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第１０条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。
２ 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第１１条（株式取扱規則）
株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第１２条（基準日）
　当会社は、毎事業年度末日の最終名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合、当会社は基準日後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
２　前項の他、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合にはその日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　株主総会

第１３条（招　集）
　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。

第１４条（招集権者及び議長）
　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第１５条（株主総会参考生類等のインターネット開示とみなし提供）
　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第１６条（決議の方法）
　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

第１７条（議決権の代理行使）
　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第１８条（株主総会議事録）
　株主総会の議事については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名を行う。

第４章　取締役及び取締役会

第１９条（取締役の員数）
　当会社の取締役は、１０名以内とする。
２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は３名以上とする。

第２０条（取締役の選任方法）
　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
２　取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第２１条（取締役の任期）
　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第２２条（代表取締役及び役付取締役）
代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
２　代表取締役のうち１名は取締役社長とする。
３　取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
４　取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

第２３条（取締役会の招集権者及び議長）
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２４条（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
２　取締役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２５条（決議の方法）
取締役会の決議は、法令に特別の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

第２６条（取締役会の決議等の省略）
取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第２７条（重要な業務執行の決定の委任）
当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第２８条（取締役会議事録）
取締役会の議事については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名を行う。

第２９条（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第３０条（取締役の報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第３１条（取締役の責任免除）
当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

第３２条（監査等委員会の招集通知）
　監査等委員会の招集通知は、会日の５日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
２　監査等委員の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第３３条（監査等委員会規程）
　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

第６章　会計監査人

第３４条（会計監査人の設置及び選任）
　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任することとする。

第３５条（会計監査人の任期）
　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第３６条（会計監査人の責任免除）
　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

第７章　計　算

第３７条（事業年度）
　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までとする。

第３８条（期末配当金）
　当会社は、株主総会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第３９条（中間配当金）
　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第４０条（剰余金の配当の除斥期間）
　期末配当金および中間配当金が、その支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払の配当金には、利息をつけない。

第８章　附　則

第４１条（法令の準拠）
　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以　上